

- 1 商事信託の一般的な規律と特則
 - 一般的な規律
 - ・ 信託法（第1章～第7章）、信託業法・兼営法
 - 特則
 - ・ 信託法に特別な効果が定められている信託
 - ・ 受益証券発行信託
 - ・ 限定責任信託（受益証券発行限定責任信託）
 - ・ 目的信託
 - ・ 特別法により特別の規律・規制が定められている信託
 - ・ 投資信託
 - ・ 貸付信託
 - ・ 特定目的信託
 - ・ 担保付社債のための信託
 - ・ 企業価値担保権のための信託
 - ・ 公益信託 など
 - 信託法の特則は特別の効力を付与するもの。特別法は取引類型を基準とした特則
 - 必ずしも機能別になっておらず、類似の状況であっても特別法ごとに異なる規律となっている場面も
- 2 機能・要素別の規律の整理・精緻化の必要性
 - 同種の機能・要素を有する信託に同種の規律を適用
 - e. g. 信託の変更
 - デフォルトルールの設定による法的安定性の確保
 - e. g. 集団的处理（受益者集会、多数受益者の意思決定、合同運用、受益者への情報提供）
 - 信託類型ごとの関係当事者の責任の整理・明確化
 - e. g. 投資運用に関する受託者の責任の具体的な内容
 - 指図権者の責任（指図権者がいる場合の受託者の責任）
 - 信託事務の受任者の責任
- 3 新たな信託の活用可能性と制度整備
 - e. g. 受益権（受益証券）のトークン化